

2024年1月4日

各位

会社名 株式会社 デジタルプラス
住所 東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号
代表者名 代表取締役社長 菊池 誠晃
(コード番号：3691 東証グロース市場)
問い合わせ先 取締役 CFO 加藤 涼
兼 グループ本部長
TEL. 03-5465-0690

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日、関東財務局に提出いたしました 2023 年 9 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「CB」といいます。）を発行し、2023 年 8 月 31 日に 210,000 千円を調達したものの、当該 CB の財務制限条項に抵触しております。

このため、国際会計基準第 1 号に基づき流動負債への分類が必要でしたが、財務制限条項の抵触に起因する当該 CB の流動・非流動分類への影響の検討が不十分であったことから、2023 年 11 月 14 日に公表した 2023 年 9 月期の決算短信において、非流動負債として分類していましたが、財務諸表監査における監査法人との協議に基づき有価証券報告書では流動負債として分類しております。

また、財務制限条項への抵触を踏まえた繰上償還の可能性、その他ファイナンスの実行可能性、事業計画の達成可能性（事業計画作成にあたって考慮すべき事項の網羅的な把握含む）について継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無の検討が十分に実施できておらず、財務諸表監査における監査法人との協議を踏まえて有価証券報告書では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨の注記を記載しております。

上記事項は当社の決算・財務報告プロセスに係る内部統制の開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 当事業年度末日までには是正できなかった理由

上記事実は当事業年度末日後に判明したものであるため、当該不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するため、以下の観点で具体的な改善策を講じて、適切な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

- ・財務制限条項に抵触した負債の流動・非流動分類に関する検討体制の強化
- ・継続企業の前提に関する検討の抜本的な運用改善
- ・資金計画作成において加味すべき情報の網羅性を担保するための体制の強化
- ・上記遂行のための適切な人材の配置及び体制強化

4. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表及び財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上